

平塚市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平塚市（以下「市」という。）の新たな財源の確保のために、市の資産を広告媒体として活用し、これに広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載等の基準)

第2条 広告媒体に掲載する広告は、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

(1) 次に掲げる業種又は事業者に係るもの

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの及びこれに類するもの

イ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの

ウ 平塚市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要領（平成17年10月1日制定）に基づく一般競争入札参加停止及び指名停止措置を受けているもの

エ 個人にあっては平塚市暴力団排除条例（平成23年平塚市条例第9号。以下「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）に、法人又は団体（以下「法人等」という。）にあっては条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等に該当するもの

オ 暴力団員等と密接な関係を有するもの

カ 役員等（個人にあってはその者を、法人等にあっては役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）及び支店等（支店、営業所その他いかなる名称であるかを問わず、法人等の本拠となる店舗等以外のものをいう。）が広告を掲載する場合には当該支店等の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有するもの

キ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項及び第2項に違反するもの

ク 市に納付すべき税を滞納しているもの

ケ 法律に定めのない医業類似行為を行うもの

コ たばこに係る事業を行うもの（喫煙マナー向上のための広告を除く。）

- サ 政治団体等による政治活動に関するもの、又は公の選挙や投票の事前運動に該当する事業を行うもの
- シ 宗教団体等による布教推進等を主目的とした事業を行うもの
- ス 占い、運勢判断に関するもの
- セ 専ら債権の取立てや示談引受けなどを行うもの
- ソ 興信所・探偵事務所等
- タ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）で、連鎖販売取引と規定される業種
- チ 不当景品類及び不当表示防止法に違反しているもの
- ツ 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- テ 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第134号）による再生・更生手続中のもの
- ト 各種法令に違反しているもの
- ナ 行政機関からの行政指導を受け、改善が見込まれないもの
- ニ 社会問題を起こしているもの
- ヌ その他広告媒体に掲載する業種又は事業者として不適当であると市長が認めるもの

（2） 次に掲げる内容に該当するもの

- ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ウ 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
- エ 政治団体等による政治活動に関するもの、又は公の選挙や投票の事前運動に該当するもの
- オ 宗教団体等による布教推進等を主目的とするもの
- カ 社会問題についての主義主張に係るもの
- キ 個人又は法人等の名刺広告又は意見広告
- ク 美観風致を害するおそれがあるもの
- ケ 法令で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスに係るもの
- コ 他をひぼうし、中傷し、又は排斥するもの
- サ 非科学的又は迷信に類するもので、見た者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- シ 国内世論が大きく分かれているもの
- ス 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの

(ア) 誇大な表現であるもの又は根拠のない、若しくは誤認を招くような表示があるもの

(イ) 射幸心を著しくあおるもの

(ウ) 虚偽の内容を表示するもの

(エ) 責任の所在が明確でないもの

セ 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(ア) 水着姿及び裸体姿等が広告内容に無関係で必然性のないもの

(イ) 暴力や犯罪を肯定し、助長し、又は連想するような表現をするもの

(ウ) 残酷な描写等善良な風俗に反するような表現をするもの

(エ) 青少年の人体、精神又は教育に有害なもの

ソ 市の広告事業の円滑な運営に支障を来たすもの

タ その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

2 市のホームページへの広告については、当該広告にリンクしているホームページ及び当該ホームページにリンクしているホームページについても、市の広告事業にふさわしいものでなければならない。

(広告媒体の種類)

第3条 広告掲載を行う広告媒体は、次に掲げる市の資産のうち、広告掲載が可能なものとする。

(1) 市の印刷物

(2) 市のホームページ

(3) その他広告媒体として活用可能な市の資産

2 市は、広告媒体として活用可能なものについては、広告の掲載に努めるものとする。

(広告掲載の優先順位)

第4条 掲載する広告の順位は、次に掲げるとおりとする。ただし、広告掲載料を定めずに広告を募集する場合は、この限りではない。

(1) 市内に事業所を有するものの広告

(2) 前号に掲げる広告以外の広告

2 前項本文の規定にかかわらず、広告媒体を所管する課は、別に広告掲載する広告の順位を定めることができるものとする。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、掲載位置、掲載料及び掲載期間その他掲載に関し必要な事項は、当

該広告媒体を所管する課において定めるものとする。

- 2 前項の規定により定める掲載料は、類似広告の市場価格等を勘案し、決定するものとする。

(広告の募集方法)

第6条 広告の募集は、公募とし、広報ひらつか又は市のホームページに掲載すること等により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、公募によらず、広告主になり得る者への案内又は広告会社への広告掲載の募集の委託により、広告の募集を行うことができる。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載を希望するものは、所定の申込書に広告原稿案、デザイン案等掲載しようとする広告の内容がわかるものを添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 広告原稿案、デザイン案等は、掲載希望者の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載の審査及び決定)

第8条 市長は、前条に規定する申込書の提出があったときは、第2条に規定する基準により広告掲載の適否を審査する。

- 2 市長は、前項の審査により、適当と判断された広告について掲載を決定する。この場合において、掲載希望者が広告募集の規定数を超えているときは、次に定めるところにより決定する。

(1) 第4条の規定による広告掲載の優先順位による。

(2) 前号の規定によっても決定することができないときは、抽選又はあらかじめ規定した方法による。

- 3 市長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、掲載希望者にその旨を通知しなければならない。

- 4 市長は、第1項に規定する審査に当たり、疑義が生じたときは、平塚市広告審査委員会に諮るものとする。

(審査委員会の設置)

第9条 広告の掲載に関し、次に掲げる事項の協議を行うため、平塚市広告審査委員会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 前条第1項に規定する広告掲載の審査に関すること。

(2) その他広告の掲載に関すること。

2 この要綱に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、別に定める。

（広告掲載料の納付）

第10条 広告掲載の決定を受けたもの（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに、広告掲載料を一括納付するものとする。

（広告掲載の取消し）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。この場合において、これによって生じた損害に対しては、市はその責任を負わない。

- （1） 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- （2） 広告主が第2条第1号に該当すると認められるとき。
- （3） その他市長が広告掲載が適切でないと判断したとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、広告主にその旨を通知しなければならない。

（広告掲載料の返還）

第12条 広告掲載料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、その全部又は一部を返還することができる。

- （1） 広告主の責に帰さない事由により広告を掲載することができなくなったとき。
- （2） その他市長が特に返還する必要があると認めたとき。

（広告主の責務）

第13条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、市に対して、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の自らの責任及び負担において解決するものとする。

4 広告の掲載に関連して、広告主の責めに帰すべき事由により市に対して損害を与えた場合には、広告主は、その損害を賠償する責めを負うものとする。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第14条 広告主は、広告の掲載に関連して、条例第2条第3号に規定する暴力団（以下

「暴力団」という。)又は暴力団員等から不当に介入を受けた場合は、遅滞なく市長に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 広告主は、暴力団又は暴力団員等から不当な介入を受けたことにより、広告の掲載に関連して広告主が実施すべき事項に影響が生じた場合は、市長と当該影響が生じた事項について協議を行わなければならない。

3 広告主は、暴力団又は暴力団員等からの不当な介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに市長に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(物品による受入れ)

第15条 市長は、広告の掲載希望者が作成する封筒その他の広告が掲載された物品を受け入れることができる。

2 前項の規定による物品の受入れについては、市長がその可否を決定するものとする。

3 第1項の規定による物品の受入れについては、公募により行うことができる。この場合において、募集から物品の受け入れまでの手続き及び基準については、この要綱の規定を準用する。

(指定管理者の管理する施設における広告)

第16条 市が設置する地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設（以下「施設」という。）に係る指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が管理する施設で行う広告事業については、その広告掲載料を指定管理者の収入とすることが出来る。ただし、その条件等については、この要綱の規定を準用する。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月19日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年11月27日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の平塚市広告掲載要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込書の提出があったものから適用し、同日前までに申込書の提出のあったものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年9月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に募集を開始する広告から適用し、同日前に募集を開始した広告については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に募集を開始する広告から適用し、同日前に募集を開始した広告（通年で募集を行う広告を除く。）については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に募集を開始する広告から適用し、同日前に募集を開始した広告（通年で募集を行う広告を除く。）については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年1月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に募集を開始する広告から適用し、同日前に募集を開始した広告（通年で募集を行う広告を除く。）については、なお従前の例による。